

## 再建後共和党の南部対策

——ハリソン政権期を中心に——

横 山 良

【要約】 一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての、アメリカ南部黒人の状況悪化——選挙権の剥奪、差別・迫害の激化など——については、これを南部階級闘争という地域的枠の中でみる見解が支配的である。しかし、この状況を規定したナショナルな要因として、共和党の南部対策のあり方に注目する必要があると思われる。本稿においては、従来あまり注意を払われなかったハリソン政権期（一八八九年——一八九三年）を中心にした共和党の南部対策と、その挫折の過程を辿るなかで、まず、共和党は、再建後、南部政治問題を放棄したわけではなく、強力な南部共和党を建設するため、その最終的挫折に至るまで、一貫した努力を払ったことを確認し、あわせて、その政策理念を究明し、さらに、この共和党南部対策の挫折が、世紀転換期の南部黒人の状況悪化に深く関わっていたことを明らかにしたい。

史林 五五卷二号 一九七二年五月

### 一 はじめに

一八九〇年代及び一九〇〇年代初頭は、アメリカ南部黒人への迫害と差別が、その頂点に達した時期であった。すでに南部で日常化していたテロ、リンチ、経済的社会的圧迫、差別等に加え、この時期に彼等は南北戦争の血の成果ともいべき選挙権すら南部諸州において次々に剝奪されていった。一黒人史家はいみじくもこの時代を「どん底」the Nadirと呼んでいる。<sup>①</sup>

再建後約二〇年を経てもたらされた、このような黒人への迫害と差別の未曾有の高まりは、どこにその原因があるのであろうか。この点に関しては、この期南部においても澎湃として起こった農民同盟 Farmer's Alliance、人民党 Populist Party 等の南部階級闘争の中で、黒人は白人間の階級分裂を抑止し、白人間の階級和解をもたらすためのスケープ・ゴートにされたとする C・ヴァン・ウッドワードの見解が有力である。彼のこの見解が、それ自体として十分説得力をもっていることは否定できない。

しかしながら、世紀転換期における黒人の状況悪化については、もう一つの、よりナショナルな面からの考察が必要であると思われる。すなわち、黒人の解放とその市民的政治的諸権利の実現と擁護に責任をもつべき共和党の南部対策のあり方こそ、黒人の状況を規定した今一つの重要な要因であったと考えられる。

一般に共和党はいわゆる「一八七七年の妥協」によって、決定的に南部黒人を見捨て、南部の政治問題から一切、手をひいたかのように考えられているが、実はそれは正確ではない。共和党は「一八七七年の妥協」によって再建を放棄したものの、南部における強力な自党確立への努力と、そのための黒人票への顧慮までも放棄したわけではなかった。共和党は一八九〇年代初頭に至るまで、南部において、強力な自党を確立するため、一貫して精力的な努力を払った。しかし、一八八九年から一八九三年のベンジャミン・ハリソンの施政期においてその努力は最終的に挫折した。以後、共和党は南部黒人問題への関心を全く失い、一握りの白人共和党のみを残して、南部問題から撤退していったのである。ついに、南部黒人の諸権利の擁護を唱えて南部問題に介入する勢力は消滅した。ここに、南部黒人問題は単なる南部の内政問題として全国的関心と注視から遮断されてしまった。南部は、黒人へのあらゆる迫害と差別の可能な、南部白人支配者にとっては全く好都合な、逆に南部黒人にとっては恐るべき密室と化した。

本稿においては、ハリソン政権期を中心とした共和党の南部対策とその挫折の過程を辿る中で、その基本理念を探究し、さらにこの共和党南部対策の挫折が世紀転換期における黒人の状況悪化と深く関連していたことを明らかにしたい。<sup>③</sup>

① Rayford W. Logan, *The Negro in American Life and Thought*, 1954, p. 79.

② C. Vann Woodward, *Origins of the New South, 1877-1913*, 1951, など。C. Vann Woodward, *The Strange Career of Jim Crow*, 1966. 邦文では、山岸義夫「ソリッド・サウスの形成」『史林』四五

巻一 号一 一九六二年。

③ 本稿では、共和党という場合、共和黨員の中の職業的政治家集団のみをさす。また、共和党の南部対策という場合、共和党の南部共和党編成のための対策をさす。

## 二 社会経済的背景

### ——南北経済結合——

一八七〇年代末以来、南部は飛躍的産業発展をとげた。たとえば、鉄道の総敷設マイル数は、一八八〇年の一六、六〇五マイルから、一八九〇年の三九、一〇八マイルへと一三五・五%増加した。また、鉄鋼生産高は、一八七六年から一九〇一年の間に一七倍増加した。「南部救済のたしかなシンボル」といわれた綿工業においては、一八八〇年から一九〇〇年の間に、工場数は一六一から四〇〇へと二・五倍、労働者数は一六、七四人から九七、五五九人へ約六倍、消費綿袍数は一八二、三四九から一、四七九、〇〇六へ約八倍、資本は一七、三七五、八九七ドルから一二四、五九六、八七四ドルへ約七倍それぞれ増加した<sup>①</sup>。

しかし、より注目すべきことは、このような南部における産業発展は常に北部資本に伴われていたことである。たとえば、鉄道においては、一八九〇年の時点で南部最大の鉄道網を誇っていたリッチモンド・ウェストポイント・ターミナル会社 Richmond and Westpoint Terminal Company の二〇人の重役のうち一七人までがニューヨーク人であった<sup>②</sup>。このことは南部鉄道業界における北部資本の優越をうかがわせる。また、鉄鋼業においても北部資本は早くから有力であり、トルーマン・アルドリッチ、ダニエル・プラット等のニューイングランド人は南部鉄鋼業界に重きをなしていた<sup>③</sup>。一方、綿工業においては、一八八〇年から大不況に入る一八九三年まで、イニシャティヴと資本はむしろ南部の側にあったよう

である。<sup>④</sup>しかしながら、新工場建設資金の調達にさいし、その株式のごく一部のみを南部で発行し、残りの大部分は、織物機械や資本とひきかえに、北部の織物機械製造業者や株式仲買会社に保有させる方法が頻繁に採用された。これらの不在会社は法外な利子をとりにたて、有害な出荷を強制することによって、南部綿工業の利潤のうちの大きな部分を収奪していた。<sup>⑤</sup>

金融関係においても北部資本は優越していた。とりわけ注目すべきは、この北部金融資本の支配が南部農村に深く浸透していたことである。すなわち、南北戦争直後より南部農村に新たな商人階級が出現し、南部独特の金融制度であるいわゆるクロップ・リーン制度 *crop lien system* によって南部農村を金融的に支配するに至った。<sup>⑥</sup>ところが、「クロッパー *cropper* が商人に従属させられていたように、商人自身も北部債権者に債務をもつ代理人 *commission man* あるいは地方銀行に依存していた。地方商店主は、往々、一八%の利子を支払うことを余儀なくされた。この利子は元金とともにニューヨークの本部へ還流していた。」<sup>⑦</sup>つまり南部の地方商人はさらに北部金融資本によって支配されていたのであった。

北部資本の流入に伴われた南部産業の発展は、その物質的成果よりもむしろそれがもたらした南部支配層内の権力移動により多くの意義をもつものであった。すなわち、この産業発展に伴ない、南部においては、新たに産業資本家ないしそれへの志向性をもった層が支配者として現われた。たとえば、当時の南部人は次のような観察をしている。「我々は新しい富裕な人々が我々の間で漸次台頭しつつあるのを見ている。彼等はその富を商売、とりわけ製造業での成功に負っている。……彼等は政治的、財政的事柄で主導的地位を占めつつあるのみならず、社会的承認をも求めて前面にあらわれてきつつある」と。彼等こそ再建から南部を「救済」*redeem* し、その後の南部政治のヘゲモニーを握ったレディー・マーズ *Redeemers*、あるいはブルボン *Bourbon* と呼ばれた人々の実体であった。<sup>⑧</sup>たとえば、サウス・カロライナのブルボンは、「……低税、州信用制度の注意深い運用、規制的立法の回避などによって実業と産業を育成した」といわれている。<sup>⑩</sup>

彼等ブルボンは北部と和解し、北部資本の導入によって南部の産業開発を促進せんとした。それ故、彼等は「ニュー・

サウス派「New South School」と呼ばれた。たとえば、サウス・カロライナのブルボンは、「自分たちの党あるいは南部の諸原則を犠牲にすることなく、北部との統一と、愚かしい南部的偏見の抑圧とを欲した」人々であった<sup>⑮</sup>。また、ミシシッピ「救済」の英雄の一人であり、州知事をもつとめたロバート・ロウリーは一八九〇年、北部資本の導入による南部の産業開発を次のように力説している。「……ミシシッピや他の南部諸州が大いに必要としているものの一つは、工場、とりわけ綿ならびに羊毛工場を建設するための資本である。……資金は一層容易に得られるようになってきたし、多くの国法銀行 national Bank ならびに個人銀行 private banks が設立されたが、作物の栽培、運搬には今なお在地資本が使用されている。郷土の資源を開発するには資本が大いに必要である」と<sup>⑯</sup>。

このように、ブルボンは北部との和解と北部資本の導入を求め、自ら北部資本の支配下に入り、独占へと転化しつつある北部資本の南部における代理支配者として自らを国家経済の中に位置づけた。ここに、北部、南部間に「支配—従属」という内容をもった経済結合が成立したのであった。

- ① Woodward, *Origins of the New South*, p. 120, 128, 132-133.
- ② *Ibid.*, p. 121.
- ③ *Ibid.*, p. 128.
- ④ *Ibid.*, pp. 134-135; Fred A. Shannon, *The Farmer's Last Frontier, Agriculture, 1860-1897*, 1945, pp. 97-98.
- ⑤ Woodward, *op. cit.*, p. 135; Paul H. Buck, *The Road to Reconstruction, 1865-1900*, 1937, p. 133.
- ⑥ タロマン・リーニ制度「一般」について Woodward, *op. cit.*, pp. 180-184. ナマク・カロライナの例については Francis B. Simkins, *Pitchfork Ben Tillman: South Carolinian*, 1944, p. 73; George B. Tindall, *South Carolina Negroes, 1877-1900*, 1962, pp. 105-111. ナマク・リーの例については 長田豊国「シモーニンに於ける『再建』
- (下)「『立命館文学』二五六号」一九六六年など。
- ⑦ Shannon, *op. cit.*, p. 98.
- ⑧ Woodward, *op. cit.*, p. 151.
- ⑨ *Ibid.*, chap. I, "Redeemers"; Paul Lewinson, *Race, Class, and Party*, 1932, p. 70. シモーニンについてのターンス・メタキヤとして長田豊国「シモーニンに於ける『再建』(下)「『立命館文学』二五七号」一九六六年など。
- ⑩ Simkins, *op. cit.*, pp. 79-80.
- ⑪ *Ibid.*, p. 79.
- ⑫ Robert Lowry, "The Needs of the South," *North American Review*, No. CCCC1, Apr., 1890, pp. 443-444.

### 三 北部実業界の南部対策

南北経済結合の新たな進展を背景に、一八八〇年代中期以後、北部実業人の側で南部対策について一つの路線が強力に提起されてくる。それは、一八八六年一月、若き「ニュー・サウス精神の権化」ヘンリー・W・グラディが北部で行った演説の内容と、それへの熱狂的称讃の中にもっとも象徴的な形で看取しうる。さらにこの路線は一八八八年の大統領選挙戦の戦略についての北部実業界の発言の中でより具体的に表明された。

#### 1 ヘンリー・W・グラディの演説

一八八六年一月二日、南部最大の新聞アトランタ・コンスティテューション紙 *Atlanta Constitution* の編集者であり、「ニュー・サウス派」の旗手であるヘンリー・W・グラディは、北部実業人の招待により、ニューヨーク市のニューイングランド協会 *New England Society* の晩餐会において、北部の著名実業人はじめ政治家、ジャーナリストなど二四〇人を前に一場の演説を行った。

この演説の核心において、彼は、「マサチューセッツにおけるあなた方の紡績工や、ペンシルヴェイニアにおけるあなた方の製鉄工に挑戦している」ニュー・サウスについて描写したのち次のように述べた。「我々は北部からの移住者一人は外国からの移民五〇人の価値をもつことを認識し、南部への道を整備し、かつてはメーソン・ディクソン線が通っていた場所を掃き清め、あなた方に入りの自由を許している。……倒れ伏し血を流しつつある南部、誤った方向に導かれはしたが、しかし、その苦しみの中でもなお美しく、常に勇敢かつ寛容である南部、これを向上させ建設すること以上に崇高な責務が人類の手に託されたことはない」と。彼がその比類ない雄弁と修辭をもって訴えたのは、明らかに南北有和と南北経済結合の促進による南部の開発であった。

一方、彼は「地域間闘争のシンボル」であり、南北有和にとって最大の障害である南部黒人問題についてどのように語

ったのか。彼は、南部黒人こそ全国でもっとも繁栄している労働者であり、彼等は学校教育、法律による完全な保護、南部の人々の友情などを得ていると強調したのち、次のように述べた。「それ（南部黒人問題）は、その間に彼（黒人）の運命が委ねられており、それに彼が分ちがたく結びついており、その繁栄が黒人の理解ある共感と信頼の獲得にかかっている人々に任されるべきである。我々の味方のような口ぶりをする人々、あるいは、はっきりした我々の反対者からの事実とは正反対の中傷的主張にもかかわらず、黒人に対する信義は守られてきた。もし南部がその理性と統一を保持するならば、黒人に対する信義は将来とも守られるであろう」と。ここにおいて、彼は明確に黒人問題の南部への委託、すなわち、黒人問題を南部の「内政問題」とすることを要求したのであった。

彼はその演説を四〇年前のダニエル・ウェブスターの次のような言葉を引いてしめくくった。「これまでの六〇年間と同様、我々は相並び立ち、共に手を携えて団結せねばならぬ。同一国家の市民として、同一政体の構成員として、すべてが永遠に団結を。」

聴衆の熱狂はすさまじかった。演説中より彼は鳴り止まぬ拍手のためしばしば話しを中断せざるをえなかったが、彼が話し終え、着席するや否や、大波のような喝采が彼を襲い、音楽隊はいち早く、『南の方ディキシへの道』(“Way Down South in Dixie”)を演奏しはじめた。④「演説者と聴衆は、あるものは涙を流し、あるものは足を踏み鳴らし、彼等が互いに知りあい、互いに愛し合っている同国人として統一していることを発見した」のであった。⑥

グラディ演説は即刻全国的な注目と称讃を集めた。「北部、南部、東部、西部、至る所で新聞は各地にグラディの雄弁な演説を報道し、それは全国にこだました」ほどであった。⑦グラディは故郷アトランタでは音楽隊までくり出した大歓迎をうけた。⑧

グラディの弁明とは逆に、南部においては黒人への抑圧と暴力がつのりつつあったにもかかわらず、実業人をはじめとする北部有力者がこの事実を無視して、グラディ演説への熱狂的称讃に走ったのはなぜか。たしかに、「北部の演壇に立

ち、宥和を訴えた著名な南部人は彼が最初ではなかったし、彼は提起すべき新たな観念をもっていたわけでもなかった」のであった。グラディ演説への洪水のような称讃の因は、その内容にあったのではなく、実はこの演説が、「適切な時に話された適切な言葉」<sup>①</sup>であったことにある。

すなわち、北部資本の南部流入によって南部産業にブームが訪れ、それがさらに北部実業人の企業心を刺激し、南北宥和と南北経済結合の一層の促進が望まれていた時、また、北部人が黒人問題に食傷していた時、しかも、一方では、一八八四年の大統領選挙に敗北した共和党が一八八八年の選挙にそなえて「血のシャツ」: bloody shirt<sup>②</sup> を振る構えを見せていた時、グラディは「北部の心配に答え」、「北部の多くの有力な聴衆が聞いたがっていたことを言った」のであった。実業人はじめ北部有力者が聞いたがっていた言葉とは、南部側からの、黒人を公正に扱うという一片の口約束であった。これこそ一八八六年の時点で、南部に黒人問題についての「自治」を許すために、実業人はじめ北部有力者が南部に要求した条件の全てであった。

ここにおいて、我々は、北部実業人の側で、その南部対策について明確に一つの合意が形成されていることを看取しうる。すなわちそれは黒人問題を南部自身に委ね、そのうえで、南北宥和と南北経済結合をさらに強化することであった。北部実業人は南北宥和と南北経済結合の祭壇に南部黒人を犠牲として捧げたのであった。

## 2 南部保護関税派結集路線

北部実業人の経済優位、黒人放棄という南部対策は、共和党の南部対策への提言として具体化された時いかなる形をとったのか。これは一八八八年の大統領選挙の運動方針についての彼等の発言の中に明瞭に現われている。

もっとも強力な共和党後援団体であるアメリカ鉄鋼協会 American Iron and Steel Association の事務局長ジェイムズ・M・スワンクの言葉はそのまま北部実業界の意向を代弁している。彼は、一八八六年、共和党の二大領袖ジェイムズ・ブレインとジョン・シャーマンに私的にこう語っている。「ヴァージニアとウェスト・ヴァージニアは、関税問題を



もち出せば、一八八八年の選挙においてはソリッド・サウス Solid South から離脱しうる。」南部の米、砂糖、タバコ、銃鉄、鉄、木材などの利益は保護貿易制度を必要としているし、要求してもいる。「南部黒人の投票権および投票を数えてもらう権利はもちろん大いに主張されるべきである、……しかし、この点を除いては、我々はそう長く『血のシャツ』を振る必要はない。我々はむしろ、より広範な政治問題として関税問題を南部同胞に力説すべきだと考える」と。

彼の南部共和党編成構想は明らかに黒人に基礎をおくものではなく、むしろ保護関税支持派の南部実業人、すなわち南部産業家層に基礎をおくものであった。

この点については、さらに有力実業紙のニューヨーク・コマーシャル・アドバタイザー紙 New York Commercial Advertiser も、もし共和党が高率保護関税を強調するならば、共和党は「展望をもって南部にのりこみ……民主党と対等な条件で選挙を戦い」うるであろう、と保証した。

さらに、保護関税同盟 Protective Tariff League の会長エドモンド・アマダウンも、三週間にわたる南部旅行ののち、南部のいくらかの地域においては、共和党員であることは今なお政治的・社会的な自殺行為ではあるが、南部では経済問題——彼のいう経済問題とはもちろん関税問題のこと——が大きな重要性をもっている<sup>④</sup>と報告した。

結局、経済優位、黒人放棄という北部実業人の基本的立場の延長線上に現われてきた彼等の南部共和党編成方針は、保護関税を結節環とした南部産業家結集路線であった。

- ① 出席した主要な実業人には次のような人々がいた。J・P・モルガン、H・M・フラックラー、C・N・プリス、H・H・ロジャーズ、ラッセル・セイジ、ジョン・インマン、H・D・オーチンクロス、E・A・オーチンクロス、チャールズ・ティファニー等。Logan, *op. cit.*, p. 178.
- ② *Ibid.*, pp. 176-177.
- ③ *Ibid.*, p. 177.
- ④⑤ *Ibid.*, p. 178.
- ⑥⑦⑧ Buck, *op. cit.*, p. 193.
- ⑨ 詳しいは Logan, *op. cit.*, pp. 182-184.
- ⑩ Buck, *op. cit.*, p. 193.
- ⑪ *Ibid.*, p. 194.
- ⑫ *Ibid.*, p. 194. なお「血のシャツ」bloody shirt をふることは南北の地域間闘争を煽ること、とりわけ、黒人問題で南部を攻撃することの

意に用いられた。

*Republicans and the Southern Negro, 1877-1893, 1962, pp. 145-146.*

⑮ Logan, *op. cit.*, p. 178. などと北部実業人はこのような発言をなせるためにクラヂイを招待したのである。 *Ibid.*, pp. 175-176.

⑯ *Ibid.*, p. 146.  
⑰ *Ibid.*, p. 148.

⑱ Stanley P. Hirschson, *Farewell to the Bloody Shirt: Northern*

#### 四 共和党の南部対策

##### ——二つの路線——

共和党は、一八八四年の大統領選挙において、南北戦争以後初めての敗北を喫した。この選挙において共和党はニューヨーク州など北部の要州のいくつかで敗れたうえ、南部では一州も獲得できず完敗した。地盤とする北部に動揺が起れば脆くも政権の座をすべりおちざるをえない自らの地域政党性を共和党は痛切に認識せねばならなかった。<sup>①</sup>ここに至り、北部に動揺が起こってもそれを補って全国勝利を保証するような強力な南部共和党の建設が緊迫性を帯びた課題としてたち現われてきた。

来たるべき一八八八年の大統領選挙に向けて、さらには強力な南部共和党の建設に向けていかなる南部対策を採用すべきか。この問題をめぐり、一八八四年から一八八八年にかけて、共和党内では、実業界の路線をそのまま反映した南部保護関税派結集路線と、黒人を基礎に南部共和党を建設すべきだとする黒人選挙権擁護路線とが対立し、有力党人の中にはこの間にあつて右往左往の「動揺」をくりかえすものもあつた。<sup>②</sup>

##### 1 南部保護関税派結集路線

南部保護関税派結集路線の旗手はアイオワ州出身の共和党全国委員ジェイムズ・S・クラークソンと前国会議員で有力党人であるグレンビル・M・ドッジであつた。ことにクラークソンはその所有紙アイオワ・ステート・レジスター紙 *Iowa State Register* 上で、一八八八年一月、二月、殆んど毎日のように「関税路線」の採用を勧告しつづけた。彼は一八

一八八一年、『一八八八年のための綱領』と題する論説の中で以下のような主張を行った。

まず彼は、「一八八四年、ある点で、(共和党の) 綱領は海岸諸都市の大実業利益の支持をひき出しえなかった。」実業人は、「(共和) 党とその綱領はいくつかの重要な面でわが国の実業・商業利益に十分な配慮をしていない」と信じていると述べ、一八八四年の敗因を実業人の不満に帰した。ついで彼は、「海岸諸都市は南部との間に良好な関係を再確立する決意であり、この点では戦争前と同じである。北部の多数派は、共和党がかくも長期にわたって依拠してきた崇高な問題 noble issue に反応しはしないこともまた明白である。……もし党が来たるべき選挙戦で古めかしい論点を強調するならば、共和党は再び敗北するであろう」と「黒人擁護路線」を批判した。そのうち彼は次のように南部対策についての一つの路線を提起する。新しい問題が古い問題にとって代りつつある。北部の商業関係者は戦争にかかわる諸問題 war issues を、すでに解決済みで、「もはや少なくとも攻撃されるまでは防衛する必要のないもの」とみなしている。「これこそ南部通商を熱望しているニューヨークやその他すべての海岸諸都市の実業人が語っていることであり、北部の多数派もまた語り始めていることである。」次期共和党綱領は「全国的なものに、連邦のすべての州を包括し、実業利益の観点から綱領を信じる何十万という南部の人々が、綱領の側に立ち、それに支持投票しうるまでに広範なものにされる」べきである、と。最後に彼は、一八八八年、もし共和党が戦争にかかわる諸問題ではなく、関税を強調するならば、ケンタッキー、ノース・カロライナ、テネシー、ウェスト・ヴァージニア、ヴァージニアは共和党の側につくであろう、と予言した<sup>③</sup>。

また、ドッジは、黒人選挙権の擁護を主張していたウィリアム・E・チャンドラーに次のように書き送っている。「もしあなたがこの(血のシャツ)政策に固執するならば、共和黨員の八%ないし一〇%を失うだけではまずまず……その二五%を失うことになろう……我々は新たな利益、すなわちこの国の実業利益に訴えねばならぬ。もし我々が保護関税(問題)をもってこの国を制しえないならば、他の何をもって制しうるか私には見当がつかない」と<sup>④</sup>。

一方、共和党有力紙も「関税路線」を訴えていた。たとえば、ハートフォード・クーラント紙 Hartford Courant は、

「南部諸州には多くのウィッグが残存している。彼等の多くは現在のその政治的所屬において不安定な立場にある。彼等は共和党に入るべきであり、遺伝と自然な同族性により本来共和党にこそ属しているものなのである。したがって、彼等を共和党に入れるための名譽ある努力を惜しむべきではない」と。

## 2 黒人選挙権擁護路線

黒人選挙権擁護路線の急先鋒はニュー・ハンプシャー州選出上院議員のウィリアム・E・チャンドラーであり、その同調者として、いずれも上院議員のジョージ・F・ホーア、ジョン・C・スプーナー、やや曖昧な形で、同じく上院議員のジョン・J・インガルスなどがいた。

まずチャンドラーの主張に耳を傾けよう。彼はドッジに次のように反駁する。歴史的に共和党はいくつかの根本的理由のために存在してきた。すなわち、奴隸制拡大への反抗、南北戦争での勝利、奴隸解放、黒人選挙制度の制定、戦争によってかちとられた憲法修正 war amendments の保障などのためである。「関税はこれまでこれらの偉大な任務の一随伴物にすぎなかった。」今それを主張することは党を粉砕することになろう。共和党は国会議員選挙を嚴重に管理せねばならぬ。さもなければ、共和党は破滅を運命づけられる、と。

また、別の機会に彼は、「共和党は憲法修正第一五条 15th Amendment を施行する努力を決して放棄できぬ。……今や、共和党員のあるものの中には信義の死滅がある。……わが実業人達は、少なくとも対象が黒人である場合には、人間の諸権利のための献身の精神に対して冷淡である」として実業人を非難したのち、まもなく「忠誠と勇気の復活」があるから、「夜明けの到来を待ち望む」よう南部共和党員を励ました。

以上のチャンドラーの主張においては、共和党の大義としての黒人選挙権の擁護という意義づけがなされており、この点で彼の主張はきわめて人道主義的であるかのようにみえる。しかしながら、彼は、その主張を共和党票としての黒人票の解放というきわめて党利党略的観点から裏打ちしていたのであった。たとえば、彼は第五〇国会第一会期において、ミ

シシッピー州都ジャクソンにおける選挙についての調査決議を提出したが、この際の討論の中で次のように述べている。「その問題（関税問題）が、連邦下院議員と大統領の選挙において、憲法の下で投票する資格のあるすべての人々の公正な投票によって決せられるか、あるいは、一五〇万の（黒人）有権者が……選挙権を剝奪されたままで決せられるかは、関税を守ろうと望むわが市民の利害に関する問題である」と。この発言には、共和党の関税政策を貫徹するための重要な前提としての南部黒人票の解放という観点が見えよみとれるのである<sup>⑨</sup>。

またインガールズは次のように主張している。レディーマーズは黒人の投票を妨げることによって、南部黒人住民の存在を根拠に南部に割当てられている三八の国会議席を盗み取っている。来たるべき選挙では、「他のすべてを超越した唯一最高の問題」しかないであろう。「その前にあつては、関税も税金も通貨も歳入過剰もすべてがとるにたらぬ問題として矮小化し消滅する。すなわちそれは公平な正義と法の前におけるすべての人間の平等である」と。彼においても、人道主義的言説の裏に、抑圧されている南部黒人票の解放によって、南部の議席を奪還せんとする党利党略的意図がうかがえる。

### 3 「動揺」

共和党内には南部対策について以上二つの路線が存在し、対立していたのだが、有力共和党政治家のすべてが明確にそのどちらかに与していたわけではなく、むしろその多くがきわめて曖昧な態度をとり、二路線の間で「動揺」していた。

この「動揺」の好例としてジョン・シャーマンがいる。彼は一八八七年の共和党の全国遊説中きわめて矛盾した一連の発言を行った。彼はまずアラバマ州バーミングラムにおいて、南部の産業発展を讃え、南部の前進は共和党の戸口に直結していると述べた<sup>⑩</sup>。ついでテネシー州ナッシュビルにおいても、彼は、「あなた方は関税問題に対してペンシルヴェニアと同じくらい深い関心をもっている。」もしテネシー州が保護貿易主義を採用するならば、同州は「前例のないほど富み繁栄する」であろうと、「関税路線」に立った訴えを行った<sup>⑪</sup>。ところが、それから三ヶ月後、イリノイ州議会において、彼は、南部黒人はその投票権を奪われ威嚇されている、クリーブランド大統領は不正選挙により、憲法を侵害して大統領に選出

された纂奪者である」と「血のシャツ」を振った。ところが、さらに三ヶ月後、彼はオハイオ州ウィルミントン市において、レディー・マーズは高率関税によって大いに助けられるであろう」と「関税路線」に立った主張を行った。

シャーマンのような共和党有力政治家のこのような矛盾した態度をどう理解すべきか。ここで我々は、すでに本章の1、2、でみたように、南部保護関税派結集路線、南部黒人選挙権擁護路線の双方が究極的に目ざしたものは、強力な南部共和党の編成をバネとした共和党の全国支配であったことを想起しなければならない。大統領ならびに連邦上下両院を制し、全国支配を確立してこそはじめて、共和党は、成立しつつある独占資本の「保線隊」として、その党是ともいべき保護関税政策をも遂行しうるのであった。二つの路線の一方は、この党是としての保護関税の原則そのものに自らを一体化しうる南部人、すなわち南部産業者層を基盤にして南部共和党を編成し、ブルジョア全国政党として共和党を確立せんとした。もう一方は、歴大な潜在的共和党票である黒人への執着を捨てきれず、これを解放することによって南部共和党を蘇生させ、それを足がかりに全国支配政党として共和党を確立せんとした。双方とも方法こそちがえ、その目ざすところは完全に一致していたわけである。シャーマンなどはまさにこのことを認識し、情況に応じて有効と思われる路線を使いわけ、その効果を観測していたのであった。このシャーマンの対応こそ、来たるべきハリソン政権期共和党の南部対策をミニチュア化した形で先行試行したものであった。

- ① Harrison C. Thomas, *The Return of the Democratic Party to the Power in 1884*, 1919, pp. 228-229.
- ② 以下、南部保護関税派結集路線を「関税路線」、黒人選挙権擁護路線を「黒人擁護路線」、それぞれの支持派を「関税派」、「黒人擁護派」と略すこともある。
- ③ Hirschson, *op. cit.*, pp. 157-158.
- ④ *Ibid.*, pp. 208-209.
- ⑤ *Ibid.*, p. 160.
- ⑥ *Ibid.*, p. 159.
- ⑦ *Ibid.*, p. 161.
- ⑧ *Congressional Record*, 50 Cong. 1 Sess., p. 404.
- ⑨ この点に関連して無視しえぬのは、かつて彼がアーサー大統領の南部白人インディアンデットとの同盟策のブレインとして、南部白人票の獲得を追求した前歴をめぐって「ウッドワード」Woodward, *Origins of the New South*, p. 101; Hirschson, *op. cit.*, pp. 109-114; Vincent P. Desantis, *Republicans Face the Southern Questions; The New*

*Departure Years, 1877-1897, 1959, pp. 156-159.*

⑩ *Hirshson, op. cit., p. 161.*

⑪ *Ibid., p. 148; DeSantis, op. cit., pp. 188-189.*

⑫ *Hirshson, op. cit., p. 149; DeSantis, op. cit., pp. 188-189.*

⑬ *Hirshson, op. cit., p. 151.*

⑭ *Ibid., p. 152.*

## 五 ハリソン政権の初期南部対策

——南部保護関税派結集路線——

### 1 一八八八年選挙とその評価

一八八八年の共和党全国大会は二つの南部路線の対立の中で開かれた。採択された綱領は市民選挙権の擁護を政綱の第一位、関税を第二位にそれぞれ据えていた。①しかしながら、共和党全国委員会は実業利益の意向を代弁する委員長マッシュ・S・クウェイ、副委員長クラークソン、事務局長J・S・フアセットに支配され、人種問題を完全に無視した選挙運動方針を決定した。②

共和党大統領候補ベンジャミン・ハリソンも選挙にあたっては南部保護関税派に訴える方針を採用した。また有力共和党政治家も「関税路線」を支持していた。③

選挙戦は関税一色で塗りつぶされた。④とりわけ南部諸州ではこの方針が徹底しており、たとえば、ウェスト・ヴァージニアでは、「人種問題が政治から抹殺されてしまったように見える」⑤ほどであった。

共和党は勝利した。一八七二年以来初めて大統領と上下両院を制した。⑥しかしながら、我々が注目すべきは共和党の南部対策の成果いかんである。たしかにハリソンは南部一般得票数ではヘイズ、ガフィールド、ブレーンを上回った。⑦しかし、彼もまた南部の一州をも獲得できず、さらに、表1に明瞭なように、南部でのその得票率は四〇%を割り、一八八〇年に次ぐ低率であり、僅かにノース・カロライナ、ヴァージニアで前回より上昇したのみで、他のすべての州において下落している。とりわけ黒人が州人口の五〇%以上を占めるルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナでの凋落は目

表1 南部における共和党の得票率の推移(%)

( )内は1880年における 黒人人口率	1876年	1880年	1884年	1888年
南 部 (42.0)	40.47	37.54	40.56	37.64
アラバマ (47.5)	40.12	36.84	38.31	32.57
アーカンソー (26.3)	40.21	38.53	40.48	38.22
フロリダ (47.0)	50.00	46.15	46.67	40.30
ジョージア (47.0)	28.18	34.39	33.57	28.17
ルイジアナ (51.5)	51.37	36.89	42.20	26.72
ミシシッピ (57.5)	32.12	29.31	36.36	25.22
ノース・カロライナ (37.9)	46.15	48.13	46.64	47.20
サウス・カロライナ (60.7)	50.27	33.92	23.66	17.50
テネシー (26.2)	40.36	44.44	47.88	45.72
テキサス (24.7)	29.80	23.65	28.53	25.82
ヴァージニア (41.8)	40.51	39.62	48.77	49.34
ウェスト・ヴァージニア (4.2)	42.00	40.71	47.73	49.06

U. S. Bureau of Census, *Historical Statistics of U. S.*, 1961, p. 688. より算出。また, W. D. Burnham, *Presidential Ballots 1836-1892*, 1955, pp. 250-255 より算出しても近似の数字をうる。ただし Burnham より算出した DeSantis, *Republicans Face the Southern Question*, p. 191 の数字の中で, 1880年の共和党の南部得票率40.84% (ただしウェスト・ヴァージニアを除く) は計算の誤りと思われる。なお 1880年の黒人人口率は, U. S. Bureau of Census, *op. cit.*, p. 12; U. S. Dept. of Commerce, *Negro Population 1790-1915*, 1915, p. 44, 51. による。

表2 南部における共和党のブラック・カウンティ及びホワイト・カウンティ獲得数(ウェスト・ヴァージニアを除く)

	1876	1880	1884	1888
南部カウンティ総数	928	943	963	991
うち、共和党獲得カウンティ総数	201	206	219	195
ブラック・カウンティ総数	293	293	293	293
うち、共和党獲得数	140	133	125	89
ホワイト・カウンティ総数	154	154	154	154
うち、共和党獲得数	13	13	18	19

V. DeSantis, *Republicans Face the Southern Question*, p. 191.

<注> ただし, ブラック・カウンティとは総人口の50%以上が黒人であるカウンティ, ホワイト・カウンティとは, 黒人が総人口の5%以下であるカウンティのことである。

票が大幅に減少していったことが推察される。ヘイズ政権以来、黒人冷遇、白人優位という傾向にあった共和党の南部対策をおおわばかりである。共和党の一貫した努力にもかかわらず、同党は依然として南部に確固たる基盤をもたず、それゆえ、真の意味での全国支配政党たりえないのみか、ただでさえ脆弱な南部の地歩すら喪失しつつあった。さらに注目すべきは、表2にみるように、共和党の南部におけるホワイト・カウンティ white county 獲得数が微増しているのに対し、ブラック・カウンティ black county 獲得数が大幅に減少していることである。このことから、南部黒人の共和党への投票



は、当然のことながら、南部における黒人への抑圧と、黒人の共和党からの離反を助長し、彼等の共和党への投票を激減させ、南部共和党の衰退に拍車をかけていたのであった。

一八八八年の選挙の結果は二様に評価され、そこからハリソン政権の南部対策をめぐる例の二つの路線が提起された。クラークソンをはじめとする「関税派」は、一八八八年選挙において、ハリソンがウェスト・ヴァージニア、ヴァージニア、ノース・カロライナ、テネシーで、敗れはしたものの、クリトブランドと接戦を演じたことから、これを「ソリッド・サウスの崩壊の始り」<sup>⑧</sup>であるとして評価し、この善戦の主因を南部保護貿易派の支持に帰し、「関税路線」の一層の推進を要求した。

クラークソンはシカゴ・トリビューン紙 *Chicago Tribune* とのインタビューで、「境界諸州 *border States* は保護関税に導かれて実質的にわが方につき、ソリッド・サウスを破った。我々はヴァージニアとウェスト・ヴァージニアにおいて実質的には過半数を得た。また今日我々はテネシーとノース・カロライナにおいては対策の立場に立っている」、と声明し、南部問題の最終的解決はもう間近である、と予言した。<sup>⑨</sup>

「関税路線」の推進をもっとも声高に叫んだのは南部白人共和党員ならびに南部保護貿易派であった。たとえば、テネシー州選出共和党下院議員の L・C・ホウクは、「(テネシー州の) 民主党員の五人に三人は関税問題では我々と一致している。……戦争から生じたすべての問題が払拭され、テネシーは圧倒的多数をもって共和党側にある」、とまで豪語した。また、アラバマ州の鉄鋼利益を中心とする南部保護関税派の実業家の代表は就任前のハリソンに会見し、黒人への敵しい態度、南部有能人士の連邦職への任命、高率関税政策の採用などを訴え、二〇〇人の産業家の署名つき嘆願書を手渡した。<sup>⑩</sup> 同じ頃、ジョージア州アトランタの産業家の代表もハリソンに会見し、人種問題煽動の試みを非難し、白人高率関税組織——すなわち高率関税を結節環とする白人共和党——を南部に設立することを勧めた。<sup>⑪</sup> 実際、サウス・カロライナなどではすでに正式に白人保護関税党を組織する動きが具体化しつつあった。<sup>⑫</sup>

一方、黒人選挙権擁護路線支持派は、前述のような南部における共和党の衰退の事実を直視し、「南部における共和党の主義 Republicanism in the South にとってのよりよき時代」<sup>④</sup>をもたらしするために強硬な南部対策の採用を訴えた。たとえば、チャンドラーは憲法修正 Constitutional Amendments を施行し、選挙法の侵犯を告発すべく強力な司法長官を任命するようハリソンに勧め、インガールズもハリソンに強力な南部対策を要求した。<sup>⑤</sup>一方国会においても、チャンドラーは一八八八年四月のルイジアナの選挙についての調査決議を提出した。またホーアも南部の選挙不正一般と個別ルイジアナの選挙不正についての調査決議を提出した。<sup>⑥</sup>

## 2 ハリソンの初期南部対策

二様の助言、勧告の中でハリソンは「関税路線」の採用を明らかにした。一八八八年一二月、彼は下院議員のJ・H・ギヤリンジャーに、「ソリッド・サウスを打破する最良の方法は経済路線で民主党員と共和党員の関心をひくことであろう。もし共和党が今後八年あるいは一二年間政権の座にあるならば、この方法は経済問題について南部に亀裂をもたらすであろう。おそらくこれはこのような亀裂をもたらさしめる唯一の方法であろう」<sup>⑦</sup>と。

しかしながら、ハリソンは基本路線としては「関税路線」をとったものの、決して南部黒人選挙権の問題を無視してはたわけではなかった。むしろ、いかにしてそれを関税と結合させた形で提起するかに心をくだいていた。この結合の論理は彼の就任演説の中で明らかにされる。

一八八九年三月七日の就任演説の中でハリソンはまず関税問題について次のように語った。「……私は、わが国民の完全な統一のために強力な影響力をもつものとして、保護関税体制の継統と、それがもたらす農業諸州での鉱工業の発展に期待をかけている」<sup>⑧</sup>と。その後、彼は関税と黒人選挙権擁護の問題との関連づけを次のように示した。「農民ならびに最近南部で建設された巨大な鉱工業の推進者達は、人種にかかわりのない勤労者の選挙の自由は、勤労者と彼等自身の防衛のために必要であることにやがて気づくかもしれない。……公然にであれ、

秘密裡にであれ、市民間において、共同でその構成員の一部に對し、法の下での当然の權利を拒否するような地域社会は、社会秩序と繁榮とを結ぶ安全の絆そのものを切断しているのである。……もし地域社会の中で、教育があり、影響力をもつ階層が、彼等にとって都合の悪い法律を組織的に侵犯するか、あるいはこの侵犯を黙視するならば、無知な階層が、都合とか、想定上の階級利害とかは、無法を行ふための十分な理由であるなどという教訓を学びとつた時、どういふ事態が起こると思つてゐるのか。法が行動の規範であり、モップではなく法廷が執行する地域社会こそ実業利益と正真な労働者にとつて唯一の魅力ある活動領域である」と。演説も終り近く、彼は、「今や、選挙法の改正に對し一般的な関心が表明されつつあることは非常に喜ばしい」として、連邦選挙法改正の用意のあることを示唆した。

以上のハリソンの言明においては、「人種に関りない選挙の自由」の擁護——すなわち黒人選挙権の擁護を法と秩序の維持として捉え、法と秩序こそ無知な階層、すなわち黒人をはじめとする下層大衆の不満を押さえ、治安を維持し、そうすることによって、実業人に高率保護関税から生ずる産業の繁榮を享受せうとする論理がよみとれる。関税と黒人選挙権擁護は、後者が前者の前提として関連づけられている。彼においても、産業利益の促進こそが究極目的であつたことは明らかである。しかしながら、彼が関税と黒人選挙権の擁護とを論理的に結合させた意図は何か。それは、この二つを結びつけることにより、南部対策についての二つの路線を結合し、そうすることによって、この二つの路線の同時所有を自らに正当化することにあつた。一つの路線による試行が無為に終つた時、彼は今一つの路線にのりかえることが可能だったのである。ハリソン政権期共和党の南部対策はまさにそのような路線の「転換」をドラスティックな形でみせるのである。

ハリソンが南部保護関税派結集路線の試金石とみなしていたのは、一八八九年のルイジアナ第三区の連邦下院議員選挙とヴァージニア州知事選挙であつた。

八月のルイジアナ第三区の連邦下院議員選挙では、共和党は白人プランターのヘンリー・マイナーを候補に指名した。

彼は黒人ウィリアム・P・ケロッグの率いる公認州共和党組織 regular Republican State organization に敵対し、黒人を無視し、保護関税に訴える選挙戦を展開した。この選挙に対し共和党全国委員会は三人の連邦下院議員を派遣するなど全力を投入した。しかしながら、結果は一八、七六一票対一一、四〇五票でマイナーの敗北に終わった<sup>②</sup>。

つづいて一月に行われたヴァージニア州知事選挙においても、共和党は黒人問題を全く無視し、関税を中心に据えた綱領を採択し、州共和党内の黒人派指導者ジョン・ラングストンに敵対する白人ウィリアム・マホンを知事候補に指名した。共和党はこの選挙に対し、ルイジアナの選挙をはるかに上回る支援を傾け、トーマス・B・リード、ジョン・D・キヤメロン、ウィリアム・マッキンレー、ジョン・シャーマン、M・クウェイ、J・クラークソン、ジュリアス・C・バローズなど「関税派」の共和党有力政治家を大挙投入した。共和党全国委員会はこの選挙に二五、〇〇〇ドルを投じ、強い期待をかけた<sup>③</sup>。

このような異例の支援にもかかわらず、共和党はまたしても敗北した。結果は民主党一六二、六五四票に対してマホン一二〇、四七七票であった。一八八八年、ハリソンが同州においてクリブランドに僅か二〇〇〇票差にまで迫ったことに比べれば、これは惨敗であった。しかも注目すべきは、共和党の選挙戦略が南部白人保護関税派の結集にあったにもかかわらず、マホンは白人が人口の過半数を占めるカウンティ五六のうち僅か七を得たにすぎず、さらに皮肉なことに、彼は同州の三つの主要な鉄鋼生産カウンティのすべてを失ったことである。要するに、共和党の戦略は完全な失敗に終わったのであった<sup>④</sup>。

この敗北に対し、ニューヨーク・ワールド紙 New York World は、「南部白人共和党を建設するという有名な構想が交差点で間違った方向へ曲ってしまった」と論評した。また、黒人紙ニューヨーク・エイジ紙 New York Age は、「ハリソン政権の裁可をうけ、『白人党』の構想を掲げて戦った」ルイジアナのマイナーとヴァージニアのマホンの敗北は、南部が「民主党と結婚している」ことと、「アフリカ系アメリカ人の立場を無視したいかなる共和党の政策」も無残な結

果に終ることを証明した、と厳しく批判した。

共和党自体は、この「関税路線」の敗因をどこに求めていたのか。中央から派遣されてルイジアナの選挙参謀を務めたパローズが同州を発つに際して語った、「私が見たところからすれば、ルイジアナでは選挙は茶番である」という感想はすべてを語り尽くしている。

共和党は、決して白人の離反を許さぬ南部民主党の驚くべき強固な結束と、不正、脅迫、暴力など様々な手段による南部共和党票の全面的抑圧の現状とを改めて認識せざるをえなかった。この認識のうえに、共和党はすでに用意していた一つの路線である黒人選挙権擁護路線——具体的には連邦選挙法改正を提起した。これは、二度とやりなおし不可能な路線であり、いわば共和党にとって最後の切り札ともいえるべきものであった。

- ① Kirk H. Porter and Donald B. Johnson (eds.), *National Party Platforms 1840-1960*, 1956, p. 80.
- ② Hirschson, *op. cit.*, p. 162.
- ③ *Ibid.*, pp. 165-166.
- ④ Buck, *op. cit.*, p. 277; Thomas, *op. cit.*, pp. 253-254.
- ⑤ ニューヨーク・ワールド紙 New York World の報道。Hirschson, *op. cit.*, p. 166.
- ⑥ 一八八九年～一八九一年の第五一国会期においては、上院—共和党三九、民主党三七、下院—共和党一六六、民主党一五九であった。U.S. Bureau of Census, *Historical Statistics of the United States*, 1961, p. 691.
- ⑦ ウェスト・ヴァージニアを加えた南部一二州への歴代共和党候補の得票数は、ヘイズ、一九三万七千票、ガーフィールド、一九一萬票、ブーレン、二〇七万六千票、ハリソン、二二六万九千票であった。 *ibid.*
- ⑧ p. 688.
- ⑨ ニューヨーク・トリビューン紙 New York Tribune の報道。Hirschson, *op. cit.*, p. 166.
- ⑩ *Ibid.*, p. 170.
- ⑪ *Ibid.*, p. 171.
- ⑫ *Ibid.*, pp. 174-175.
- ⑬ *Ibid.*, p. 175.
- ⑭ *Ibid.*, pp. 175-176.
- ⑮ ナキタン州の郡共和党委員長の言葉。DeSantis, *op. cit.*, p. 193.
- ⑯ Hirschson, *op. cit.*, p. 176.
- ⑰ *Ibid.*, p. 176; DeSantis, *op. cit.*, pp. 197-198.
- ⑱ Hirschson, *op. cit.*, 171.
- ⑲ James D. Richardson (ed.) *Messages and Papers of the Presidents*, 1897, vol. XI, p. 5443.

① *Ibid.*, pp. 5443-5444.

*Virginia Politics 1865-1902*, 1919, p. 129.

② *Ibid.*, p. 5447.

③ Hirschson, *op. cit.*, pp. 188-189; Wynnes, *op. cit.*, p. 45.

④ Hirschson, *op. cit.*, pp. 183-184.

⑤ Hirschson, *op. cit.*, p. 189.

⑥ *Ibid.*, pp. 185-188; Charles E. Wynnes, *Race Relations in Virginia, 1870-1902*, 1961, p. 45; Richard L. Morton, *The Negro in*

⑦ *Ibid.*, p. 184.

## 六 連邦選挙法案

——黒人選挙権擁護路線——

一八八九年のルイジアナ、ヴァージニアでの南部保護関税派結集路線の惨めな敗北の後、第五一国会において共和党の南部対策は劇的な「転換」をみせる。すなわち、この時点に至り、共和党は連邦選挙法案 *Federal Election Bill* を国会に提出し、南部黒人選挙権の擁護を党の重点政策として追求したのであった。この連邦選挙法案こそ「第二の再建」を企図するものとされ、全国に一大センセーションをまきおこしたものであった。

### 1 背景

共和党の南部対策の変化は一八八九年一月のハリソン大統領の第一回年次教書に端的にうかがえる。彼はこの中で連邦選挙法改正<sup>①</sup>をきわめて直截に次のように勧告している。「私は、わが国のすべての人々に合衆国憲法と合衆国諸法の下での選挙権とあらゆる他の市民権の自由な行使を保障する、明確に規定された憲法権限内をでない法律の審議へ国会の注意を真剣に喚起するものである。……連邦下院議員選挙のすべての指揮と管理を行なう権限は明確に連邦政府に与えられている。……黒人は法廷における訴訟人、陪審員、証人として、国会議員の選挙人として、あるいは州間鉄道の穏かな旅行者として、連邦政府に対する彼のすべての関係において保護されるべきである」と。ここには、ハリソンが就任演説で述べた、あの黒人選挙権擁護と関税とのまわりくどい関連づけはない。彼が黒人選挙権擁護路線にのりかえたことは明白で

あった。ニューヨーク・エイジ紙はハリソンのこの「急激な変化」に注目し、彼が南部白人共和党の育成を放棄し、「強制法案」Force Billの成立を勧告したものと判断した。<sup>③</sup>しかしながら、前章で述べたように、この変化は彼にとってはなら矛盾ではなく、産業利益の貫徹という究極目的のために別の手段をとったにすぎなかったのである。<sup>④</sup>

この変化はハリソンにのみ限られたものではなかった。この時点において、かつて「関税派」の有力な唱導者であったクラークソン、ドッジ、バローズ、リードなども連邦選挙法改正支持へとまわっていた。たとえば、クラークソンはこう発言するに至っていた。「あらゆる問題、関税やその他すべての問題に優先する偉大な共和党の大義は、絶対的に純正な選挙のために決然として戦う義務であることをはっきり教えてやろうではないか」<sup>⑤</sup>と。

彼等の「転向」の動機は何であったか。それをもっともよく代弁するのは、ルイジアナ、ヴァージニアで選挙参謀の一人であったバローズの「転向」の弁である。彼は一八八九年のヴァージニアの選挙を回想しながら次のように言っている。「暫くの間、私は人種問題を解決する最良の方法は、共和党が南部において産業問題を押し出し、もし可能ならば、人々の注意を人種偏見に伴なう暴行からそらせ」、経済問題に「向けさせることであるという考えを強くもっていた。」しかし、選挙の進行につれて、民主党は真の問題から目をそらさせるために、黒人優越 Negro Supremacyの危機を呼びはじめた。「その叫びは、ばかげてはいしたが成功した。」「私はその時、保護貿易党を建設するすべての試みは、ヴァージニアにおいてすら、もし自由な選挙と公正な開票のための何らかの保障を与えない限り無駄であることを確信した」<sup>⑥</sup>と。彼においては、「関税路線」が撤回されたのではなく、むしろそのための前提として選挙権の擁護が位置づけられていることに注目すべきである。

また同じくヴァージニアへ支援にかけつけたトーマス・リードも敗北後、「要するに、共和党は、この国の憲法の下で同党が得る資格を与えられている票を、あらゆる策略……によって奪われていると主張しているのだ」<sup>⑦</sup>、と言って連邦選挙法案を強く支持した。彼の眼中にあったのもやはり南部共和党票の奪還であった。

さらに、ドッジは一八九〇年には次のように書いている。「私は選挙法案を、これまで私が経験したあらゆる法案にま  
して、人種間の平和と調和をもたらすものとみなしている。その理由は簡単である。同法案が成立すれば、南部は速やか  
に黒人にその諸権利を与え、黒人の票を求め、少なくともその半分を得るであろう。しかし、我々はその（選挙法の）お  
かげで多くの白人票を得るであろう。もし我々が（南北）戦争で勝ちとったものを擁護せず、共和党にこれまでやってきた  
ことを続けさせるならば、我々は南部においてははいかなる白人票を期待すべくもない」と。ここには、南部白人票の獲  
得こそ選挙法案支持の主要な理由であることがあからさまに述べられている。

以上、かつての「関税路線」の唱導者の多くは、ルイジアナやヴァージニアでの敗北を通じて、「関税路線」の貫徹に  
とつての最大の障害が、黒人の存在を様々な形で利用した選挙不正であることを痛感した。彼等は、共和党が大統領なら  
びに上下両院を制しているという有利な状況をも考慮に入れたうえで、南部における選挙不正を除去すべく連邦選挙法改  
正支持にまわったのであった。したがって、彼等は黒人選挙権の擁護そのものを求めて選挙法案を支持したわけではな  
く、「関税路線」の前提としてこれを支持したのであった。

ともかく、ここに、共和党内において、名目的にせよ黒人選挙権の擁護を謳う連邦選挙法改正——すなわち連邦選挙法  
案の提起について、その究極目的では一致しながらも、その論理においては二様の南部対策路線を背後に控えつつ、不安  
定な合意が形成された。

連邦選挙法改正への要望が高まりつつある中で、一八九〇年四月、下院の連邦選挙特別委員会 Selected Committee  
on the Election of the President, Vice-President, and Representative in Congress 委員長ヘンリー・キャボット・  
ロッジは、すでに上下両院に提出されていた数多くの選挙法案を一本化した連邦選挙法案 Federal Election Bill を下院  
に提出した。

ロッジの連邦選挙法案推進の意図は何であつたのだろうか。彼は、「我々は、選挙は公正であり、投票による審判は真正で



あるという絶対的に普遍的な信念を持たねばならぬ。……アメリカの市民であるすべての人々は投票権ならびに彼の投票が集計されるよう期待する権利を持っている」として公正の追求が唯一の目的であるかのように言っている。しかし彼の動機も決してそのように単純ではなかった。彼は、一八八七年、母に次のように書き送っている。「もし我々が南部において公正な機会を得れば、我々は必ずや（民主党を）打倒できるのだが……しかし、（民主党が南部の）半分近くの州を開票において詐術をなしうるほどに支配しているため、全国選挙において勝利せんとする我々の戦いは諸困難によって妨害されている」と。彼にあつても南部票の獲得による全国支配という党利こそその主要な動機であつたといえよう。

ロッキンによって提出された連邦選挙法案は非常に長文のものであつたが、その要旨は以下のようなものであつた。

連邦下院議員選挙の主監督官 chief supervisor を、巡回裁判所 circuit court の任命により、各地の巡回裁判区 judicial circuit に置く。この主監督官の下に、地区判事 district judge の任命によって、各国会議員区に両党を代表する三人——ただし一党二人をこえぬ——の地区監督官 regional supervisor を置く。地区監督官は選挙登録台帳を監査し、投票に立会い、開票に加わり、独自の結果報告書を作成する権限を与えられる。さらに彼は、人口二〇〇〇人以上の都市では、各々の選挙の前には個別訪問し、登録者に選挙方法、投票場所、選挙日時を通知する義務を負う。一方、巡回裁判所によって、三名より成る点検委員会 board of canvassers が任命され、地区監督官より回送された票を点検し、その結果を報告する義務を負う。点検委員会の証明が州選挙管理委員会の証明に優越する。この法律を施行するために、必要ならば陸海軍を使用する権限を大統領に与える。

この法案は、選挙に伴う不正の一掃のためには武力行使をも辞さぬというまことに厳しいものであつた。同法案が「第二の再建」を企むものとみなされたゆえんもこの法案の徹底した厳しさにあつた。

## 2 実業界ならびに共和党内の反対

選挙法案に対して北部実業界は徹底して反対した。北部有力実業紙のこの法案に対する猛烈な反対はこれを代弁したも

のであった。たとえ、ニューヨーク・コマーシャル・ブリテン紙 *New York Commercial Bulletin* は、南部における北部資本は、「報復と不信を煽る傾向のある立法によって麻痺に陥るであろう」と警告し、強制法案が仕事に害を及ぼすことを怖れて南部での事業計画をとりやめたボルティモアの実業人の例を報じ、南部の経済はブームにあり、多くの北部資本も流入し、その中で黒人も向上しているのだから、なにも国会が介入する必要はない、と断じた<sup>⑫</sup>。また、ニューヨーク・コマーシャル・アドバタイザー紙は北部資本が南部を繁栄させていることを認めた後、選挙法案は「信頼を危うくし……今後の資本の流れを涸渇させるであろう」と警告した<sup>⑬</sup>。さらに、ニューヨーク・ジャーナル・オブ・コマーシス紙 *New York Journal of Commerce* も、選挙法案は権力だけが目的の、きわめて党派的政治家の手になるもので、地域関係を悪化させるであろう<sup>⑭</sup>、と非難した。またフィラデルフィア製造業者クラブ *Philadelphia Manufacturers' Club* の機関紙 *マニファクチュラー・メーカー* は、「共和党の気運は、職業的政治家のサークルを除いては、連邦選挙法案の採択に反対である<sup>⑮</sup>」と声明し、共和党員の中の政治家と実業人の齟齬を暴露した。一方、ニューヨーク市の商人たちは国会に選挙法案の阻止を請願するなど实际行动にも立ち上っていた<sup>⑯</sup>。

北部実業人に呼応して南部実業人も最大限の反対運動を展開した。南部に対して選挙法案が与えた衝撃は大きく、その様を南部人トーマス・N・ベイジは、「他のすべての事柄への考慮はともかく停止してしまつた<sup>⑰</sup>」と述べている。また、ノース・カロライナ州選出民主党上院議員のZ・B・ヴァンスは、「強制法案を支持するような南部人は我々の間で生きること許されるべきではない<sup>⑱</sup>」とまで言つて選挙法案への憎悪をむき出しにした。このような憤激と憎悪の中で、南部実業人は各地で大集会を開き、北部実業人に強制法案への抗議を要請する決議をあげたが、より激昂した人々は北部製品のボイコットすら提起した<sup>⑲</sup>。

共和党内にも強力な選挙法案反対派が存在していた。その第一は、今は、ブレインとシンシナティ・コマーシャル・ガゼット紙 *Cincinnati Commercial Gazette* の編集者で有力党人のムラート・ホールステッドを指導者とする「関税派」で

あった。彼等は少数派になったとはいえ、まだ大きな影響力をもっていた。ホールステッドは今なおこう言っていた。「あの（一八八八年の）選挙戦は経済問題の一貫した論議によって成功したのだ。……次回の大統領選挙戦を戦う方法は、ロッジ法案——その原則がいかに正しく、またその背景にある歴史がいかにひどいものであれ——ではなく関税である……」と。

また、南部白人共和党員の中には、この「関税路線」を支持して、選挙法案に反対するものも多かった。たとえば、一八九〇年七月二三日、アラバマ州バーミンガムにおいて、数百人の保護貿易派の共和党員が集会をもち、選挙法案は違憲であり、地域間の通商関係を傷つけ、「人種衝突をもたらし、まさに今、比類ない進歩の行程を開始しつつある現在のわが壮大な産業体制を危機に陥れる」ものとして、これを強く非難する宣言を採択した。さらに、テネシー州共和党大会は、「実業利益を不安定にする法律」として強制法案非難決議をあげた。ある南部白人共和党員は、「法案が法律になった日、私は共和党を脱党するであろう。……法案はこれまでなかった色による区別 color line を南部にもたらすものであり、南部諸州の白人は一人として共和党にとどまらぬであろう」とまで言っている。

黒人の中にすら、選挙法案が人種関係を一層緊張させることを恐れてこれに反対するものがあつた。たとえば、アラバマ州選出民主党上院議員の J・T・モーガンは選挙法案に反対するアラバマ州の黒人グループからの請願書を国会に提出した。

### 3 敗北の過程

一八九〇年六月二六日、下院本会議に報告された連邦選挙法案は支持者である下院議長トーマス・リードの巧みな議事運営の下にきわめてスムーズに審議された。しかし、「討論は疑いもなく、再建終了以来もっとも激しいものの一つであつた。」南部民主党議員は白人優越論をむき出しにした反対発言を行った。また共和党議員の中にも「関税路線」にたち、南部の人種関係と南北経済関係への悪影響を理由に、反対するものがあつた。

下院採決は七月二日に行われ、連邦選挙法案は一五五対一四九で可決された。賛成一五五票は、一人のインディペンデントを除き、すべて共和党議員によって投ぜられた。また反対一四九票中一四七までが民主党議員、残り二票が共和党議員によって投ぜられた。<sup>⑧</sup>

法案は七月七日上院に送付された。しかしホーアを委員長とする上院の権利並びに選挙権委員会 Committee on Privileges and Elections は反対を和らげるために、下院案中の大統領の軍隊使用権限の規定を削除し、監督官の戸別訪問の義務に関する規定を修正した草案を八月七日上院に報告した。<sup>⑨</sup>

一方、民主党は、連邦選挙法案成立阻止のため、共和党に対して強力な分裂策動を展開し始めた。

第五一国会第一会期の審議日程において、連邦選挙法案は他の二つの重要法案、すなわち、マッキンレー関税法案 McKinley Tariff Bill と銀貨鑄造法案 Silver Coinage Bill と競合関係にあった。民主党はこれを利用し、共和党内のマッキンレー関税法案推進者ならびに銀貨鑄造法案推進者と選挙法案推進者との間にクサビを打ち込む戦術に出た。民主党は七月、銀貨鑄造法案支持派共和党上院議員 Silver Republican Senators との間に、選挙法案に反対するという彼等の言質とひきかえに、銀貨鑄造法案を支持するという密約を交していた。<sup>⑩</sup>

八月一二日、ペンシルヴェイニア州選出共和党上院議員のマッシュュー・クウェイは民主党の指導者アーサー・P・ゴーマン等と密かに会談したのち、マッキンレー関税法案についての採決を八月三〇日に行ない、選挙法案の審議は一二月から始まる第二会期まで延期するという決議を、同じくペンシルヴェイニア州選出共和党上院議員の J・D・キャメロンとともに提出した。<sup>⑪</sup>

クウェイ等が敢えて民主党と取引してまで、マッキンレー関税法案を優先させ、選挙法案の審議を延期させた意図は何か。彼等は、その唯一の目的はアメリカ産業を守るためであり、マッキンレー関税法は「早急に必要なるものであるが、選挙法案は猶予しうる」、と弁明した。<sup>⑫</sup> たしかに、彼等の背後には、一八八八年の選挙において三〇万ドルを献金したフイ

ラデルフィア製造業者クラブの会長トーマス・ドローラン等の、保護関税法の迅速な成立を求める強い圧力があった。<sup>③</sup>しながら、より注目すべきは、彼等の背後には、選挙法案が南北経済関係に悪影響を及ぼすことを恐れ、その成立を阻止せんとする北部実業人の強い圧力もまた存在していたことである。具体的には、彼等は、著名で富裕なフィラデルフィアの共和党実業人ハミルトン・ディストン等のペンシルヴェニアの南部関係実業人の影響を強くうけていた。ディストン等はフロリダに土地をはじめ莫大な諸利権をもっており、選挙法案が南北間の商業関係を毀損し、南部の資産価値を低めることを恐れ、同法案の成立を阻止するよう度々クウェイに要請していたのであった。<sup>④</sup>

このような事実からみる時、クウェイ等の行動には二つの狙いがあったと解されよう。一つは、高率関税法の早期成立であり、今一つは南北経済関係を毀損する恐れのある選挙法案の抹殺であった。このような立場は共和党の南部対策の一路線である南部保護関税派結集路線と一致するものであった。この意味で、ニューヨーク・タイムズ紙 *New York Times* が、クウェイ決議の黒幕を「関税路線」の領袖ブレンとその後援者であるジョーンズ・ラフリン製鋼会社 *Jones & Laughlin Steel Co.* 社長ベンジャミン・F・ジョーンズであるとしたりしたのも無理からぬところであった。<sup>⑤</sup>

クウェイ決議提出の数日後開かれた共和会上院コーカス(幹部会)では実業利益の強い圧力が反映し、意外にも一八対一七でクウェイ決議が支持された。同決議支持者一八名は実業界の意向を反映した「関税派」議員と七月の民主党との密約を果せようとする銀支持派議員からなっていた。<sup>⑥</sup>コーカスは結局クウェイ決議をうけいれざるをえず、第二会期においては、選挙法案に絶対的先議権を与えることに同意するという共和会上院議員全員——一人を除く——の署名入り誓約のもとに、選挙法案は二月まで審議延期と決まった。「解放奴隷の憲法上の諸権利を犠牲にして平和と調和を促進するうえで、関税は(一八七七年の妥協の時の)鉄道への連邦補助金の役割を果した」、<sup>⑦</sup>という黒人史家レイフォード・ローガンの指摘はそのままクウェイ決議問題の総括となるものといえよう。

一月一日、第五一国会第二会期が始まった。ハリソンはこれが連邦選挙法案成立の最後の機会とみて、第二回年次教

書の中で、「市民に彼の憲法上の諸権利を保障することを意図するすべての法律を力強く施行し、このような法律の不十分な点を早急に補修すべきことを勧告する以外に私には何らの選択も残されていない」、と強く選挙法案の成立を訴えた。

一月七日いよいよ上院本会議において連邦選挙法案の審議が始まった。上院での討論は下院でのそれに劣らず激しいものであった。南部民主党議員はまたしても白人優越論と南北経済関係の悪化の危険性を説いた。共和党側にも銀支持派議員のように南部への同情論を述べ、選挙法案に反対するものもあった。<sup>④</sup>

第二会期においては、共和党内の選挙法案反対の主導権は西部の銀支持派議員の手にあった。彼等は七月に成立したシヤーマン銀購入法 Sherman Silver Purchase Act に満足せず、さらに多くの銀購入を法制化するため、第一会期と同様、民主党と取引する用意をもっていた。一月四日、彼等は W・M・スチュワートを提案者として自由銀貨鑄造法案 Free Silver Coinage Bill を提出した。明けて一八九一年一月五日、銀支持派共和党議員と民主党との間にまたも取引がなされた。同日スチュワートは民主党のゴーマンと協議したのち、上院処理予定事項表 Senate Docket の上で連邦選挙法案と自由銀貨鑄造法案とを入れかえ、後者を優先させ前者を後回しにする動議を提出した。同動議は三四対二九で採択された。賛成三四票中八票が銀支持派共和党議員によって投ぜられたものであった。彼等は前年八月の、選挙法案に絶対的先議権を与えるという誓約を公然と破ったのであった。

先議権を剝奪されたことは選挙法案成立にとって致命的な痛手であった。たしかに、「何ヶ月間も選挙委員会を煩わせた苦勞を台無しにするのもの十分とからなかった」<sup>⑤</sup>のであった。

しかし、選挙法案はまだ死滅したわけではなかった。一月一日、銀法案可決ののち、ホーアは選挙法案再審動議を提出した。票決は三四対三四の同数となり、副議長 L・P・モートンの賛成を加えて辛うじて採択された。<sup>④</sup> 会期はまだ六週間残されており、選挙法案成立の一縷の望みがあった。しかし、一月二二日、銀支持派共和党議員の E・O・ウォルコックトは下院議員数割当法案 Apportionment Bill 審議決議を提出した。同決議は明らかに選挙法案の審議をさらに引延ばし、

同法案を会期切れ廃案に追い込むことを狙ったものであり、銀支持派共和党議員が一月五日の民主党との密約の債務を返そうとしたものであった。同決議は三五対三四で採択された。<sup>⑤</sup>かくして、連邦選挙法案は第五一国会において廃案を余儀なくされ、抹殺された。

第五一国会での連邦選挙法案審議の過程で明らかになったことは、共和党内の南部対策についての一派であり、実業利益の意向を代弁した南部保護関税派集路線支持派と、地域利益の追求のみを旨とする銀支持派共和党議員が、共に自らの利益を貫徹するために、それぞれ政敵民主党と結び、ついに、名目的にせよ黒人選挙権擁護を謳う連邦選挙法案を抹殺したという紛れもない事実であった。

#### 4 そ の 後

第五一国会における連邦選挙法案の敗北ののち、共和党政治家の南部黒人問題に対する関心は急速に冷却化した。

この冷却化の傾向は、一八九一年二月のハリソン大統領の第三回年次教書にはっきりとあらわれている。彼はこの中で連邦選挙法改正への勧告を撤回し、代りに選挙制度についての超党派委員会の設置を提起した。<sup>⑥</sup>そののち、彼は、「わが国民は、選挙の自由と平等な被代議権を、法と行政者への彼等の忠誠の代償であるとは思わなくなっている、などという錯覚を我々はもってはならぬ」と述べている。<sup>⑦</sup>ここには問はず語りに、彼の背後の共和党政治家たちの間に、すでに選挙の自由のための戦いを放棄することについて一般的合意が存在していたことが暗示されている。

一八九二年の大統領選挙においては、逆に民主党が選挙法案への恐怖を煽る戦術に出た。これに対し、共和党候補ハリソンはじめ共和党有力政治家たちはこの問題を回避する態度をとった。<sup>⑧</sup>ロッジやリードも今は沈黙していた。<sup>⑨</sup>

一八九三年四月、スプーナーはクラークソンへの手紙の中で次のように嘆息している。「真正な投票とか、市民権の保持とか、エイブラハム・リンカーンの黒人への誓約の尊重とかいったことへの合衆国共和党員達の関心は、すでに死んでしまっているか、あるいは我々が覚醒させるにはあまりにも深く眠り込んでしまっている」と。

- ① 従来より連邦選挙法は存在してはいたが、実際の選挙管理は州当局に委ねられていた。新たに提起された連邦選挙法案は連邦下院議員の選挙について規定したものであったが、この選挙は大統領選挙と同様に行われるのべ、二回の選挙を管理してはならない。
- ② Richardson, *Messages and Papers of the Presidents*, vol. XII, p. 5491.
- ③ Hirschson, *op. cit.*, p. 207. 「強制法案」 Force bill と云ふ名称は州と連邦選挙法案との反対者たちから与えられた。また同法案は提案者の名前にあつて「ロッキン法案」 Lodge bill と呼ばれた。この「州と連邦選挙法案」を論ずるに於ては、なかば「リナーモン・マヘン」の熱烈の賛成法案を採つてゐた。
- ④ J. J. elliott George H. Mayer, *The Republican Party 1854-1906*, 1907, pp. 227-228. 強制法案。
- ⑤ Hirschson, *op. cit.*, pp. 209-210.
- ⑥ *Ibid.*, pp. 207-208.
- ⑦ Thomas B. Reed, "The Federal Control of the Elections," *North American Review*, No. CL, (June, 1890), p. 678.
- ⑧ Hirschson, *op. cit.*, pp. 208-209.
- ⑨ *Ibid.*, p. 208.
- ⑩ John A. Garraty, *Henry Cabot Lodge: A Biography*, 1953, pp. 117-118.
- ⑪ *Congressional Record*, 51 Cong., 1 sess., p. 6538; DeSantis, *op. cit.*, p. 199.
- ⑫ Hirschson, *op. cit.*, pp. 216-217.
- ⑬ *Ibid.*, p. 217.
- ⑭ DeSantis, *op. cit.*, p. 210.
- ⑮ *Ibid.*, p. 210; Hirschson, *op. cit.*, pp. 220-221.
- ⑯ Thomas Nelson Page, "A Southerner on the Negro Question," *North American Review*, No. CCCCXXXV, (Apr., 1892), p. 401.
- ⑰ A. W. Shafter, "A Southern Republican on the Lodge Bill," *North American Review*, No. CCCCVIII, (Nov., 1890), p. 606.
- ⑱ DeSantis, *op. cit.*, p. 210.
- ⑲ Hirschson, *op. cit.*, pp. 218-219.
- ⑳ *Ibid.*, p. 224.
- ㉑ *Ibid.*, p. 225.
- ㉒ DeSantis, *op. cit.*, pp. 210-211.
- ㉓ *Ibid.*, p. 200.
- ㉔ *Congressional Record*, 51 Cong., 1 sess., p. 9385.
- ㉕ Logan, *op. cit.*, p. 64.
- ㉖ Logan, *op. cit.*, p. 64.
- ㉗ J. J. Hemphill (S. C.) の説 *Congressional Record*, 51 Cong., 1 sess., pp. 6552-6554, 共和黨人々の選挙法案反対論のこゝに H. D. Coleman (Ia.) の説 *ibid.*, pp. 6772-6773, H. G. Ewart (N. C.) の説 *ibid.*, pp. 6688-6692. など。
- ㉘ *Ibid.*, pp. 6940-6941.
- ㉙ *Ibid.*, pp. 8277-8278, *Congressional Record*, 51 Cong. 2 sess., pp. 22-26.
- ㉚ Hirschson, *op. cit.*, p. 226.
- ㉛ *Ibid.*, p. 226; Logan, *op. cit.*, pp. 65-66; DeSantis, *op. cit.*, p. 208; *Congressional Record*, 51 Cong., 1 sess., p. 8466.
- ㉜ DeSantis, *op. cit.*, p. 208; Hirschson, *op. cit.*, p. 226.
- ㉝ Hirschson, *op. cit.*, pp. 226-227; DeSantis, *op. cit.*, p. 209.
- ㉞ Hirschson, *op. cit.*, pp. 227-228.
- ㉟ *Ibid.*, p. 228.



- ② *Ibid.*, pp. 228-230.
- ③ *Ibid.*, p. 230; Richard E. Welch, Jr., *George Frisbie Hoar and the Half-Breed Republicans*, 1971, p. 154, ㊦㊧㊨㊩ Richard E. Welch, Jr., "The Federal Elections Bill of 1890: Postscript and Prelude," *Journal of American History*, vol. LII, No. 3, (Dec. 1965), pp. 517-518.
- ④ Logan, *op. cit.*, p. 66.
- ⑤ Richardson, *op. cit.*, p. 5564.
- ⑥ 白人優越論者 J. L. Pugh (Ala.) の発言 *Congressional Record*, 51 Cong. 2 sess., pp. 74-78, 共和党側からの選挙法案反対論者 W. M. Stewart (Nev.) の発言 *ibid.*, pp. 678-684, E. O. Wolcott (Colo.) の発言 *ibid.*, pp. 872-874, など。
- ⑦ Fred Wellborn, "The Influence of the Silver-Republican Senators, 1889-1891," *Mississippi Valley Historical Review*, vol. XIV, (March, 1928), pp. 476; Hirschson, *op. cit.*, p. 233.
- ⑧ *Congressional Record*, 51 Cong., 2 sess., pp. 912-913.
- ⑨ Wellborn, *op. cit.*, p. 477.
- ⑩ *Congressional Record*, 51 Cong., 2 sess., pp. 1323-1324.
- ⑪ *Ibid.*, pp. 1738-1740.
- ⑫ Richardson, *op. cit.*, p. 5646
- ⑬ Hirschson, *op. cit.*, pp. 238-242; DeSantis, *op. cit.*, pp. 231-232.
- ⑭ Hirschson, *op. cit.*, p. 242; Garraty, *op. cit.*, p. 121.
- ⑮ Hirschson, *op. cit.*, p. 249.

## 七 南部黒人への反動

「ロッキン法案は一八七七年以来のいかなる連邦法案以上に南部に驚きと興奮をよびおこした。」<sup>①</sup>たとえば、リッチモンド・デイスパッチ紙 *Richmond Dispatch* は、「この二〇年間に、公衆の心がかくもかき乱されたことはない」<sup>②</sup>と報じ、*ミシシッピ*のある新聞も、「南部は一つの再建に直面している」<sup>③</sup>と論評した。このように南部に大きな衝撃を与えた連邦選挙法案は、二つのコースを通じて南部黒人に未曾有の反動をもたせさせた。

第一に、選挙法案は間接的に黒人への反動をもたせさせた。すなわち、同法案は南部白人の間に、再建の再来、「黒人による支配」*Negro rule* の復活の恐怖をよびおこし、白人優越 *white supremacy* の叫びと白人の結束 *white solidarity* をもたらした。たとえば、あるリッチモンドの民主党員は、「その(選挙法案の)効果は色による区別を一層厳しくしき、南部をより強固に結束させるであろう」<sup>④</sup>と言った。事実、ヴァージニアでは、共和党は黒人に対して白人は結束せよという民主党の呼びかけのために、選挙法案に賛成した共和党連邦下院議員は不興をかい、一八九〇年の選挙ではすべての

選挙区で民主党に敗れるという事態が起こった。<sup>⑥</sup>

しかし、共和党への支持の減少以上に重要であるのは、選挙法案が白人優越の叫びと白人の結束を喚起することによって、白人内部での階級分裂を抑止し、第三党運動の進展を妨げた点である。実際、ある民主党紙はこう述べた。「強制法案がなかったならば、おそらく南部は新政党のうちのものの訴えに耳をかしていたかもしれない」と。現に選挙法案は、当時漸次階級闘争的色彩を強めつつあった農民同盟 Farmer's Alliance に大きな動揺を与えた。南部の同盟員達は、「黒人による支配」という民主党の「たわ言」を嘲笑してはいたが、もし彼等が「黒人による支配」なり強制法案なりに曖昧な態度を示すならば、白人大衆の支持を失う危険性があることを知悉していた。このため、たとえば、一八九〇年一二月、フロリダ州オカラで開かれた全国農民同盟 National Farmers' Alliance の大会は、南部同盟 Southern Alliance の強い要請により、選挙法案への抗議を採択した。一方、同時に同じオカラで開かれていた黒人農民同盟 Colored Farmers' Alliance の大会は選挙法案支持の決議をあげ、その後、両者の間に選挙法案をめぐる論争が起こった。<sup>⑦</sup> 南部同盟は本来黒人農民をも同じ立場にあるもの、同じ階級として捉え、黒人への対応も寛容であったにもかかわらず、選挙法案については反対の態度をとらざるをえなかった。このことは、いかに、選挙法案が南部白人を反黒人の点で結束させていたか、そして農民同盟すらこれに追従せねばならなかったかを示している。

この大会に参加したカンサス同盟 Kansas Alliance の会長は深く失望して帰郷した。「南部におけるロッジ法案に関する煽動は、現時点において、独立的政治運動の可能性を妨げている」と彼は嘆いた。北部同盟 Northern Alliance は黒人をもその組織に迎え入れていた。彼等からみれば、人種問題の煽動の前には、真の階級の団結さえ放棄しがちな南部同盟の弱さが齒痒かったにちがいない。ここに選挙法案は農民同盟内部における地域間の齟齬すらもたらすという効果まで生んだのであった。「北東部は、保守的南部に、人種間の障壁をのりこえての勤労階級の合同に備えて、これ以上の保障は与ええなかったであろう。ロッジは、人種政策に関して南部と西部を切断し、そうすることによって、それらの地域

が自らの地域に対して同盟することを妨害する点で、W・L・ギャリソンやC・サムナーのような先輩の轍を踏んだのであった<sup>⑩</sup>。というウッドワードの指摘は、選挙法案が、意図的にせよ、無意図的にせよ、ともかく結果において、南部階級闘争における人種間の連帯と、全国階級闘争における地域間の連帯を妨げた点をつきえて妙であるといえよう。

さて、このように、選挙法案は、あらためて、南部階級闘争にとっての大きな困難である黒人問題の存在を浮かびあがらせたわけであるが、このような困難に直面して、南部の農民同盟や人民党の指導者の中から、南部において階級対立を鮮明化させるためには、その障害である黒人を政治的に抹殺してしまうこと、すなわち黒人の選挙権を剥奪することが先決問題であるという見解が噴出してくる。ここに、黒人と白人農民の連帯を恐れる南部民主党と彼等農民運動の指導者との間に、州憲法改訂 constitutional amendment による黒人選挙権剥奪 Negro disfranchisement に関して合意が形成され、一八九〇年代から一九〇〇年代にかけて多くの州でそれが実行されてゆく。この意味で選挙法案は黒人選挙権剥奪へ向けて一つの道を開くものであった。

第二に、選挙法案は黒人への反動により直接的関わりをもった。すなわち、ミシシッピを例にとれば、同州においては、一八八八年に共和党が連邦の行政・立法両権力を握ったため、黒人の動きが活発化し、白人の側に危機意識が生じていたが、選挙法案の提出を機に黒人選挙権剥奪について白人間に合意が成立した。注目すべきはこれを裏づけた論理である。それは、連邦選挙法による選挙管理の脅威に直面して、これまで黒人の選挙権を実質的に剥奪するために用いてきた非合法的方法を、連邦の介入にも耐えうる合法的方法、すなわち州憲法改訂による黒人選挙権剥奪に切り換えるべしというものであった。たとえばジャクソン・クラリオン・レッジャー紙 Jackson Clarion Ledger はこう述べている。「たとえ現在国会で懸案になっている強制定案が成立したにせよ、ミシシッピは、まもなく召集される憲法会議 constitutional convention を通じて、それを無力化し、それからその悪しき力の多くを抜きとるべく選挙制度に制限を加えうる。このことは当州にとって幸いなことである。他の南部諸州はこれ程好都合な状況にはないが、もし(ミシシッピによって)

採用された方法が悪に対処するのに十分有効であると証明されたなら、ミシシッピーが示した例は他州によって見習われよう」と。その後の歴史的経過は、まさに、このミシシッピーの方法が他の南部諸州によって見習われたことを示している。<sup>⑩</sup>

以上、連邦選挙法案は南部黒人へ二つのコースを通じて大きな反動をもたらした。一つは南部白人の結束とそれから生ずる階級闘争の困難性、その中で、州憲法改訂による黒人選挙権剝奪についての白人間での合意である。今一つは、連邦の介入に対処するための、州憲法改訂による黒人選挙権剝奪論の形成であった。つまり、この二つは、前者は間接的に、後者は直接的に、ともに、州憲法改訂による黒人選挙権剝奪という大反動へとつながっていったのであった。

① Woodward, *Origins of the New South*, p. 254.

② *Ibid.*, p. 254.

③ *Ibid.*, p. 255.

④ Morton, *op. cit.*, p. 131.

⑤ Woodward, *op. cit.*, p. 255. なお、選挙法案が第二党運動への妨害となった点については、John D. Hicks, *The Populist Revolt*, 1931, p. 252. を指摘している。

⑥ Woodward, *op. cit.*, p. 255; Jack Abramowitz, "The Negro in the Agrarian Revolt," *Agricultural History*, vol. 24, 1950, p. 92. ; DeSantis, *op. cit.*, p. 210.

⑦ Abramowitz, *op. cit.*, pp. 91-93.

⑧ Woodward, *op. cit.*, p. 255.

⑨ たとえば、南部ポピュリストの最高指導者の一人トム・ワトソンは一九〇六年にこう述べている。「黒人票の恐怖に脅かされているかぎり、白人は決して反乱をおこしはしない」「黒人による支配という幽霊 bugaboo」が除去されてこそ、「すべての白人は投票にせいしん」

自分自身の意識と判断によって行動するようになった」と。C. Vann Woodward, "Tom Watson and the Negro in Agrarian Politics," *Journal of Southern History*, vol. IV, 1938, p. 28. また、ヘーン・カロライナのポピュリスト指導者の一人 W. E. ファウンテンも一八九八年にこう述べている。「黒人は……無知な白人をおどし、そうすることによって白人を結束させ、民主党のリンダ・マシーニング machine による支配を一層浸透させるため」にのみ、政治の「要素として、民主党は維持されてきたのだと私は固く信じている。もし民主党が首尾よく議会を制したならば、彼等に、テュルメンがサウス・カロライナでやったように、黒人選挙権の剝奪を強いるといったやり方で、白人の理念を強行すべき時が今や来た」と私は信ずる。」と。William A. Mabry, *The Negro in North Carolina Politics since Reconstruction*, 1940, p. 51.

⑩ 各州における州憲法改訂による黒人選挙権剝奪については稿を改めて論ずるつもりであるが、ちなみに各州における剝奪の年は、ミシシッピー一八九〇年、サウス・カロライナー一八九五年、ルイジアナー

一八九八年、ノースカロライナー一九〇〇年、アラバママー一九〇一年、ヴァージニアマー一九〇二年、ジョージアマー一九〇八年、オクラホマー一九一〇年など。

⑭ Vernon L. Wharton, *The Negro in Mississippi, 1865-1890*, 1947.

pp. 208-209.

⑮ William A. Mabry, "Disfranchisement of Negro in Missis-

ppi.," *Journal of Southern History*, vol. IV, 1938, p. 322; Albert D. Kirwan, *Revolt of the Rednecks: Mississippi Politics 1870-1925*, 1951, p. 59.

⑯ なお、黒人選挙権剥奪の原因として連邦介入の脅威をあげてゐる見解として、V. O. Key, Jr., *Southern Politics in State and Nation*, 1950, pp. 539-540.

## 八 む す び

以上の展開で、共和党が再建以後も、強力な南部共和党を建設するため、一貫して精力的な努力を払ってきたことが明らかになったものと思われる。しかも、その南部対策には大別して二つの路線が存在した。一つは、実業界の意向をそのまま反映し、保護関税を結節環として南部産業者を結集する路線、すなわちブルジョア政党としての南部共和党の確立構想であった。今一つは、南部黒人共和党票の解放による南部共和党編成路線であった。しかしながら、この二つの路線はその方法こそ違え、究極目的とするところは完全に一致していた。その双方が目指したものは、強力な南部共和党の建設をバネとして、共和党を真の意味での全国政党とし、その安定支配を確立することであった。こうしてこそはじめて、共和党は、成立しつづつある独占資本の「保線隊」として、その党ともいふべき保護関税政策等を持続的に遂行しえたのであった。

こうした政策理念の中では、南部黒人は、たとえ注意を向けられたとしても、真にその諸権利の擁護を顧みられたわけではなく、単にその票のみを求められたにすぎなかったことはあまりにも明白である。

ハリソン政権期共和党は、その南部対策として、はじめ南部保護関税派結集路線をとった。しかしそれが挫折するや直ちに黒人選挙権擁護路線へと「大転換」し、連邦選挙法案を提出し、その成立を期した。この「大転換」にも本質的には

なんら矛盾はなかったことは言うまでもない。国会審議の中で同法案は、なお実業界の意向に全面的に忠実な「関税派」と、個別地域利害のためには党利党略としての黒人選挙権問題にすら背を向けるほど黒人問題に冷淡な——いわば共和党内に根深く潜む黒人への冷淡さを象徴する——銀支持派共和党上院議員の裏切りによって抹殺されていった。これまでの共和党の南部対策における二路線競合の脈絡の中でみるならば、これは明らかに「関税路線」＝実業路線の勝利であった。連邦選挙法案の敗北後、共和党は黒人選挙権の擁護を全く放棄するとともに、南部政治問題からも後退しはじめた。それに伴ない、南部共和党は一握りの「白人共和党」Iry white Republican Party への傾斜を深めていく。ニューヨーク・タイムズ紙が、選挙法案の敗北に歓喜して叫んだように、この敗北は「一つの時代の終焉<sup>①</sup>」をつげたのであった。この点、共和党にとって、一八七七年がいわば南部からの軍事的撤退であったとすれば、一八九一年は真の意味での南部からの政治的撤退であったとはいえないか。

その後、南北宥和はますます強調され、一八九五年のブッカー・T・ワシントンのいわゆる「アトランタの妥協」Atlanta Compromise、米西戦争によるナシヨナリズムの高揚——逆にいえば、セクシヨナリズムの克服——を通じて最高潮に達する。この意味で、皮肉にも、ロッシは、「全く無意識のうちに……：和平のための政治的舞台を掃き清めた<sup>②</sup>」のであった。

一方、連邦選挙法案＝「第二の再建」は、南部黒人にとっては、一度抜いた以上は、勝利するまで納めてはならぬ両刃の剣であった。選挙法案は敗れた。反動が訪れた。敗北の犠牲はすべて黒人に転嫁され、今や彼の前には南北戦争の血の成果である選挙権の合法的剥奪すらもたらず底暗い「どん底」が口をあけていた。黒人ジャーナリストのトーマス・フォーチンが怒りをこめて叫んだごとく、「ヘイズ政権の裏切りはハリソン政権のもとでくりかえされた<sup>③</sup>」のであった。ここに、南北戦争以来二度目の「再統一と反動」Reunion and Reaction が訪れた。

かくして、世紀転換期の南部黒人の「どん底」状況は、共和党の南部対策の挫折と、その南部からの政治的撤退によっ

て大きく規定されていたのであった。

- ① Logan, *op. cit.*, p. 206.
- ② Paul Buck, *op. cit.*, p. 281.

- ③ Logan, *op. cit.*, p. 72.

（京都大学大学院生）

laissez-faire had been supported by them and had enjoyed its predominance. Moreover, in that period, so called *Jên-hsia* 任俠 had showed conspicuous activities in the whole society and the *Jên-hsia relationship* through the medium of *Jên* 仁, *Yi* 義 and *Hsin* 信 had been respected. The *Ch'ang-chê* who had made it his principle to be solemn and self-respectful had been produced as an idealistic type of man who had embodied the *Huang-lao-shu* and the *Jên-hsia relationship* but in the reign of *Wu-ti* 武帝, the *Huang-lao-shu* was gradually surpassed by the *Ju-shu* 儒術 and compelled to be ruined.

In this time, *Ssuma t'an* 司馬談 and his son *Ssumach'ien* 司馬遷, retrospectively the early Han Period when the *Ch'ang-chê* had eulogized the principle of laissez-faire, edited the *Shih-chi*.

The Southern Policy of the Republican Party after  
the Reconstruction around Harrison's  
Presidency  
by  
R. Yokoyama

In viewing the plight—disfranchisement, intensified suppression and outrage—of the American Southern Negroes from the end of the nineteenth century to the beginning of the twentieth century, it has been a dominant trend to hold it in the sectional scope of the Southern class conflict.

But, I think it is necessary to give attention to the Southern Policy of the Republican Party as a national factor that determined this condition of the Negroes in another way.

In this article, tracing mainly the Republican Southern Policy in the time of President Harrison and the process of its defeat, I would like to recognize, first, that contrary to the predominant view that the Republican Party had abandoned the Southern political questions after the Reconstruction, it had consistently made the strenuous efforts to establish the strong Southern Republican parties; secondly, how the ideas of the Republican Southern Policy were; and finally, that its defeat was deeply responsible for the plight of the Southern Negroes at the turning point of centuries.